

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530008

研究課題名(和文) 研究手法からみた合衆国の陪審制度の理念と法 - 情報へのアクセスと法の規制

研究課題名(英文) Ideal and Law of the U.S. Jury System from Perspectives of Research Methods on Juries: Access to Information and Legal Regulation

研究代表者

岩田 太 (Iwata, Futoshi)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：60327864

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、直接的に陪審の実態などではなく、陪審経験者へのインタビューや陪審評議室への研究者のアクセスなどの研究手法に注目し、そこから培り出される合衆国の陪審の理念と法を明らかにしようとするものである。そのため、3年間(H24-26年度)にわたり、文献研究、政策形成資料分析、専門家などへのヒアリングという3つの手法で研究してきた。その成果の一部は日米法学会総会シンポジウムで報告し、会誌アメリカ法に掲載された。今後も引き続き成果の公表に努めたい。

研究成果の概要(英文)：The main purpose of this project is to clarify the ideal and law of the jury system in the United States by focusing on research method on juries (e.g. juror interviews and access to jury deliberation room discussions by researchers.), not by directly looking into functioning of juries. Our hypothesis is that by studying the research method can reveal the ideal and laws of juries in the United States more vividly.

During last three years (2012-14), we have conducted this project mainly from three areas: analysis of books and articles on juries, analysis of legislative and courts materials, and interviewing experts on juries. We have presented a part of our findings at the Annual Meeting of Japanese American Society for Legal Studies (Nichibei-Hogakkai) in 2013 held at Kanazawa University and also published an article at the its journal. We are planning to continue to publish our findings near future.

研究分野：英米法

キーワード：陪審 研究手法 アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「研究手法からみた合衆国の陪審制度の理念と法 - 情報へのアクセスと法の規制」と題し、陪審の実態などを直接的に研究するのではなく、陪審に対する研究手法に注目し、そこから培り出される合衆国の陪審の理念などを明らかにしようとするものである。本研究計画を着想した背景には、大まかにいって以下のような2つの要因がある。

(1) 第1は、合衆国の陪審制度については歴史研究、判例研究、実際の機能に関する観察研究などの経験的研究、評議に関する心理学的な研究など、数多くの研究がある。日本においても近年国民の司法参加として裁判員制度が導入された関係もあってこれまでも個別の研究の紹介などはそれなりに行われてきた。しかし、陪審制度をめぐる研究手法について包括的に研究し、それらの研究手法がとられる法的、社会的背景まで射程に入れた研究や紹介は十分なされてきたとはいえない。陪審の実態やその法的枠組みなどを超えて、本研究が研究手法に注目するのは、その**研究手法のあり方自体に、陪審の理念や、例えば裁判という公的組織における情報のアクセスを含め、社会のあり方が密接に関連している**と考えるようになったためである(参考文献)。

8世紀以上の歴史を有するとされる陪審制度は、合衆国において1960年代以降急激な改革の波に晒されてきた。例えば陪審の人的構成一つをとっても、人種的少数者をより社会の人口構成に近づけ、または、特定の職種に認められてきた陪審任務免除の特権を漸次解消させてきたのは、社会全体における人種差別の廃止や特定のクラスに対する特権廃止という傾向が後押ししたともいえる。

そしてその観点から多くの陪審研究を生み出され、それが改革へと繋がっていったとの評価も可能で、そこにはまさに**社会と陪審**

研究手法の密接な連関をみることができる。

棚瀬孝雄教授はかつて合衆国の陪審の特徴として、「陪審は守るべきもの」という前提から様々な調査やその実態調査に基づいた改革が実施されてきたと分析したが(参考文献)、これはまさに陪審の社会的ないし政治的な位置づけが研究のあり方にも影響していることの表れである。また研究手法に関連して、陪審評議の録画やアクセス、陪審員への調査目的の接触などをどこまで認めるかは、各国の裁判所の役割・権限、広くは法や社会のあり方とも密接に関連する。

この点に関し日本の裁判員制度に対する批判として、裁判終了後も裁判員に守秘義務を課し評議の内容を明かすことを法律で禁止し、違反に対しては懲役という大鉈まで用意する周到さの問題が指摘されるが、実は陪審制度を維持する英米法系の諸国の間でも守秘義務の有無やその射程は大きく異なっている。一方では、合衆国のように表現の自由の一部として、裁判終了後はほぼ全く制限のない国もあれば、豪州のVictoria州のように守秘義務を課しかつ陪審員への接触を一切禁止する法域もある。

そして、そのような法的状況は、陪審の研究方法にも大きく影響する。その結果合衆国では、裁判終了後陪審に対して大規模な形でインタビューを行い陪審の運用実態を明らかにしたり(参考文献, p.274以降参照)、実際の陪審評議を録画し陪審の評議内容を分析する研究が行われ、中には実際の刑事陪審の評議をテレビ放映することすら行われている(参考文献)。上記は単なる例示に過ぎないが、研究手法自体に裁判制度のあり方や理念・哲学、そして法のあり方が影響している可能性を示唆するものであり、本研究ではその点に注目して研究し、そこから英米法における陪審の理念と陪審制度の社会的位置づけまで探りたいと考えている。

(2) 第2は、第1点とも関連するが、近年日本で導入された裁判員制度については、制度が存続される限り今後様々な研究がなされることが想定される。すでに制度の運用当事者である裁判所・法務省などでは運用実態把握のために裁判員経験者や法曹関係者に対するアンケート調査や様々な統計資料の収集など一定程度の調査が行われているし、さらに、裁判員の評議のダイナミクスなどについて主として心理学的な手法や法社会学的な意識調査が行われているのも事実である。

しかし、特に裁判員経験者など制度運用の一次的な担い手(「生の情報源」)については、裁判所など運用当事者以外による中立的な観点からの研究は相対的に少ないように思える。そこで、過去数十年間市民による裁判関与(陪審制)に対して様々な観点からの膨大な調査を生み出してきた合衆国をはじめとする英米法諸国の成果を、上記のような形で研究手法の意味づけも含めた形での包括的な整理分析をしておくことが、何を経験調査の焦点とするかや、そのような論点の選択の是非・倫理だけではなく、アンケートの手法やインタビューマニュアルの作成など調査の実施面での論点を含め、将来の日本における裁判員制度研究自体や、英米法諸国との比較研究を行うための重要な示唆を与えうるのではないかと考え、本計画を着想した。

2. 研究の目的

本研究は、「**研究手法からみた合衆国の陪審制度の理念と法 - 情報へのアクセスと法の規制**」と題し、英米法の最大の特徴であるとされる陪審制度について、特に現代において最も活発に機能している合衆国の陪審制度の理念を探るために、陪審の実態などを直接的に研究するのではなく、陪審に対する研究手法に注目し、そこから焙り出される陪審

の理念を明らかにしようとするものである。その際、合衆国における陪審研究の特徴となる陪審経験者へのインタビューや陪審評議室への研究者のアクセスなどの研究について、陪審の母国たるイングランド、また、豪州における陪審研究および陪審法制との比較も行い、合衆国の特徴をより鮮明にすることを旨とした。

本研究においては以下の3つの点を目指した。

合衆国における陪審の経験的研究を包括的に調査し、特に調査手法の特徴を整理・分析する。

研究手法の背後にある社会的背景を含め陪審の理念、社会における陪審の理念と意義づけ、さらに公的情報への研究者・国民によるアクセスなどの法のあり方を比較分析する

日本における将来の裁判員制度研究の際に利用しうる研究手法と課題の示唆を行う

3. 研究の方法

研究計画

本研究は、現代において最も活発に機能している合衆国の陪審制度の理念を探るために、陪審の実態などを直接的に研究するのではなく、その研究手法に注目し、そこから焙り出される陪審の理念と法を明らかにしようとするものである。特に、合衆国における陪審研究の特徴となる陪審経験者へのインタビューや陪審評議室への研究者のアクセスなどの研究について、陪審の母国たるイングランド、また、豪州における陪審研究と陪審法制との比較も行い、合衆国の特徴をより鮮明にすることが目標となる。そのため、本研究は、以下の3つの手法で研究した。

合衆国を中心とする陪審研究、特に経験的研究に関する網羅的な文献研究

陪審についての経験的な研究のあり方が議論された政治・政策形成的な場面に関する文献研究（議会議事録，裁判所資料調査）およびインタビュー調査（裁判所関係者）へのヒアリング）

陪審に関する経験的研究の専門家などへのヒアリングなどのフィールド調査

代表者および分担者間で研究方針や進め方について密接に連絡を取りながら、岩田がの経験的調査を、勝田がの議会資料、裁判所資料などを分担し、かつ、可能な限り包括的に文献の研究を行ってきた。当初の計画では、初年度においても合衆国などにおける準備的なフィールド調査を予定していたが、およびの文献が膨大であったために、それらの分析を優先し、フィールド調査については2-3年度目に集中的に行うこととした。

本研究の特徴は、陪審に関する研究手法に注目することによって、そこで暗黙の前提とされている陪審制度の理念、また広く裁判という公的機関における情報へのアクセスと法の規制などに焦点をあてることによって、英米諸国における陪審像の異同を明らかにすることである。それと共に、日本における将来の裁判員制度の実態調査などへの示唆を行うことを目標とする点が最大の特徴である。

4. 研究成果

上記のように、初(24)年度においては、下記(1)および(2)にある文献調査が研究計画の中心であり、研究代表者・研究分担者で異なった対象・視点から分担し、概ね予定通り行ってきた。24年度に行った文献研究の対象は、(1)合衆国を中心とする陪審研究、特に経験的研究に関する網羅的な文献研究、および、(2)陪審についての経験的な研究のあり方が議論された政治・政策形成的な場

面に関する文献研究（議会議事録，裁判所資料調査），である。当初初年度には，2年度以降に行う本格的なヒアリング調査の予備的調査を行う予定であったが，実地調査は実施しなかった。上記のように，初年度の中心においていた文献研究の対象がかなり多岐にわたっていたために，それらを優先的に行ったことが最大の理由である。

しかし，陪審研究が膨大であることについては，研究計画時から認識されており，その意味ではこのようなことは予測の範囲内であり，研究計画において2年度目以降においても文献研究を継続の予定であったことからわかる。むしろ文献研究の整理分析を先行させるほうが，その後に行うことになっているヒアリングを効率的に行うためにも得策であると判断し，文献研究を優先して行った。

第2(H25)年度は初年度に行った文献調査を継続するとともに，その成果に基づいて，実際に合衆国において経験的研究を行っている専門家，裁判所関係者などへの本格的なヒアリング調査を通じ，文献調査の整理分析の洗練度を上げることを目標とした。また第2年度後半から最終(26)年度については，豪州など他の英米法諸国での調査も交えて，それまでの分析結果についての同じ英米法諸国での異同を確認する作業と位置づけた。

これに関連し，成果発表の一部として2013年9月に開催される日米法学会シンポジウム「アメリカ陪審制度の再検討 - 陪審制度の現状を問う」(代表・丸田隆関西学院大学教授)において代表者の岩田が報告した。国内外の陪審研究者が集う貴重な機会であるために，シンポジウム参加者などとのディスカッションを通じ，批判的側面を含め本研究にも活かしてきた。特に丸田教授に加え，合衆国からは陪審の心理学的研究の大家であるValerie P. Hans教授(コーネル・ロースクール)などが参加しており，本研究の中心課題

である陪審研究手法に現れる陪審理念のみならず、合衆国のヒアリングなどについても意見交換を行い、研究実施に活かしてきた。それらを経て、最終（H26）年度には成果の公表作業を中心に行ってきた。そして成果の一部として前述の学会報告を基にした論文が会誌アメリカ法に掲載された。今後も引き続き成果の公表に努めたい。

<引用文献>

Erlanger, Jury Research in America, 4 LAW & SOC'Y REV. 346 (1969).

棚瀬 孝雄,「刑事陪審と事実認定」,判例タイムズ 603号, pp.13-34(1986)。

樋口範雄「復讐にあたって」(田中英夫『アメリカ法の歴史 上』(第3刷 1999))。

Diamond, Vidmar, Rose, Ellis & Murphy, Juror Discussions During Civil Trials: Studying an Arizona Innovation, 45 ARIZONA L. REV. 1 (2003).

岩田太,『陪審と死刑:アメリカ陪審制度の現代的役割』, pp.1-471(信山社 2009)。

岩田太「(DVD紹介)In the Jury Room (ABC News 2004) 陪審室の内側:陪審はどのように議論しているのだろうか」,アメリカ法 2008-1号 pp.155-163 (2008)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計11件)

岩田太「拡大新生児スクリーニングの光と陰:」アメリカ法 2014-1号, 100-109頁 (2014年) 査読無。

岩田太「合衆国の刑事陪審と目撃証言:最近の判例および州レベルの改革に注目して」アメリカ法 2014-1号, 51-71頁 (2014年) 査読無。

勝田卓也「陪審審理を受ける権利は、刑の下限を引き下げる事実認定にも及ぶ」Alleyne v. United States, 133 S.Ct. 2151 (2013) アメリカ法 2014-1号, 218-228頁 (2014年) 査読無。

岩田太「アメリカにおける Newborn Screening の残余血液サンプルの研究利用」Bearder vs. Minnesota(2011) アメリカ法 2012-2号, 394-401頁 (2013年), 査読無。

勝田卓也「マーベリ判決の神話」法学新法(中央大学) 119 巻 9・10号, 149-199頁 (2013年) 査読無。

勝田卓也「仮釈放なしの終身刑を義務的なものとする量刑制度は、殺人を犯した少年に対する場合でも第8修正を侵害する」Miller v. Alabama, 132 S.Ct. 2455 (2012) アメリカ法 2013-1号, 170-179頁 (2013年) 査読無。

岩田太「量刑判断と陪審審理の範囲: Apprendi v. New Jersey (2000)」樋口範雄, 柿嶋美子, 浅香吉幹, 岩田太/編『アメリカ法 判例百選』別冊ジュリスト 213, 120-121頁 (2012年) 査読無

岩田太「死刑の合憲性: Gregg v. Georgia (1976)」樋口, 柿嶋, 浅香, 岩田太/編『アメリカ法 判例百選』別冊ジュリスト 213, 122-123頁 (2012年) 査読無。

勝田卓也「私人による人種差別と連邦法による規制権限」Civil Rights Cases, 109 U.S. 3 (1883)」, 樋口, 柿嶋, 浅香, 岩田太/編『アメリカ法 判例百選』別冊ジュリスト 213, 50-51頁, (2012年) 査読無。

勝田卓也「著書紹介 ウィリアム・J・スタンス『アメリカ刑事司法制度の崩壊(1) William J. Stuntz, The Collapse of American Criminal Justice (2011)』法学雑誌(大阪市大), 58巻3・4号, 713-746頁(2012年), 査読無。

勝田卓也「著書紹介 ウィリアム・J・スタンス『アメリカ刑事司法制度の崩壊(2)』完 William J. Stuntz, The Collapse of American Criminal Justice (2011)』法学雑誌(大阪市大), 59巻1号, 167-204頁 (2012年), 査読無。

[学会発表](計1件)

岩田太「合衆国の刑事陪審の一断面:目撃証言に関する最近の判例および州レベルの改革に注目して」, 日米法学会総会 2013年9月21日(発表場所:金沢大学)

[図書](計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩田 太 (IWATA, Futoshi)
上智大学法学部・教授
研究者番号: 60327864

(2) 研究分担者

勝田 卓也 (KATSUTA, Takuya)
大阪市立大学
法学 (政治学) 研究科 (研究院)・教授
研究者番号 : 20298095